

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事 (以下「実施機関」という。) が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 14 日付けで、実施機関に対し、「平成 17 年度以後現在まで、
、
等石綿取扱事業者から岐阜県に提出された石綿関係資料すべて」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、環境生活部廃棄物対策課が保有する、異議申立人他 3 社から提出された書類を特定した上で、平成 19 年 8 月 23 日付け廃対第 260 号により、異議申立人他 3 社に対して当該文書の公開について条例第 14 条第 1 項の規定による意見聴取を行ったところ、同年 9 月 6 日、異議申立人から、異議申立人が提出した環境測定結果報告書及び石綿定性分析調査報告書 (以下「本件対象公文書」という。) について、「当該地については、売却した財務省と購入した不動産会社との間で、その処理を検討中である為、公表は避けるべきである」、「これらの資料が示す埋立地を所有するのは、当社以外の第三者であり、石綿粉じん測定結果を公開すれば、当該第三者の正当な利益を侵害する恐れがある為」などとの理由により、「公開されると支障を生じる」との回答を得た。

実施機関は、異議申立人から提供された情報のうち、担当者の印影及び車のナンバーについては条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とするものの、その他の部分については公開することとする公文書部分公開決定を行い、平成 19 年 9 月 11 日付け廃対第 285 号により、請求者に通知するとともに、異議申立人に対しては、異議申立人から公開されると支障を生じると回答された情報を公開することとした旨の通知及び当該決定に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、当該決定のうち本件対象公文書に係る部分 (以下「本件処分」という。) を不服として、平成 19 年 9 月 25 日付けで、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 6 条第 3 号 (事業活動情報) 該当性について

本件対象公文書が公開されることにより、石綿含有物が埋設された土地が明らかに

なり、当該土地の評価に重大な影響を及ぼすことになり、当該土地を保有する不動産業者の正当な財産権を害するため、条例第6条第3号に該当する。

現在、当該不動産業者は、石綿含有埋設物の処理について、前所有者である国との間において検討を行っているところであり、公開されることにより、廃棄物の処理に関する検討過程に重大な影響が生じうる。廃棄物の処理に関する検討を行う過程は、国及び不動産業者それぞれが、相互に条件や資料を出し合って協議するものであり、当該情報を公開されることにより、当該協議に不測の影響を与え、当該不動産業者の正当な利益を害するものである。

当該土地における石綿含有埋設物は土中に埋設されているため、一般的に飛散するおそれがなく、周辺住民の生命や健康に直接影響を及ぼすおそれもないことから、条例第6条第3号ただし書にも該当しない。

(2) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

県からの要請に対し本件対象公文書を任意に提供したが、任意に提供された資料であっても公開される場合があるなどの説明は一切なく、行政への信頼の下、行政指導のために活用されることを条件に提供したものである。

異議申立人は、提供した文書が公開されるという認識は持っておらず、公開されることを認識していれば、支障のない形で提供していたはずである。

情報公開条例について熟知している実施機関が、条例による公開の可能性について説明を行い、支障に関する申出の機会等を事前に付与するのが適正手続（憲法第31条）の要請であり、それを尽くさないまま、公開しないことを条件としていないと決めつけるのは不当である。

岐阜県情報公開条例は、県民への説明責任を全うすることを重視し、公開範囲を拡大しているが、条例の趣旨として情報取得する場面においても情報を提供する側に対する説明責任があるといえる。

当該書面の提供に至る経緯、当該書面の性質及び内容等からして、実質的・黙示的に公開しないという条件の表明がなされており、異議申立人が県に提出した本件対象公文書に記載された情報は条例第6条第7号に規定する任意提供情報に該当する。

当該土地における石綿含有埋設物は土中に埋設されているため、一般的に飛散するおそれがなく、周辺住民の生命や健康に直接影響を及ぼすおそれもないことから、条例第6条第7号ただし書にも該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定の不動産業者が特定の土地において掘削を実施したところ、当該土地に石綿含有物が埋設されていたことが判明したため、過去に当該地に石綿含有物を埋設していた異議申立人は、実施機関に相談した上で、掘削に伴うアスベストの飛散状況を確認する目的で分析機関に依頼して周辺環境の調査を行い、実施機関に対してその結果について報告したものである。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第3号（事業活動情報）該当性について

石綿含有廃棄物が埋め立てられた場所に関する情報については、当該土地には現に石綿含有物が埋設されており、資産価値の正当な評価とは石綿含有物が埋設された状態での評価をいうものであって、当該情報を公開することにより影響を受けるような利益は正当なものとはいえない。

環境測定結果については、客観的なデータであって、その数値を公開することにより、直ちに測定地周辺で石綿が飛散しているとの誤解が生ずるおそれがあるとはいえず、また、公開時に請求者に対しあわせて説明することも可能であるので、当該情報を公開することにより、事業者の社会的評価が損なわれるとは認められない。

石綿含有物は、地中に埋設された状態であれば飛散することはないが、土地の形質の変更に伴い、埋設物が掘り起こされた場合、石綿含有物の破断等によりアスベストが飛散するおそれがあり、生命や健康に直接影響を及ぼすおそれがあるものである。

よって、条例第6条第3号に該当しない。

(2) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

本件対象公文書の授受に際し、第三者への提供については支障がある旨の申出はなかった。

また、条例第14条第1項の規定による意見聴取の際も、非公開を条件に提供した等の記載もなかった。

異議申立人は、書面の提供に至る経緯や書面の性質、内容から実質的、黙示的に公開しないという条件表明がされているとするが、任意で提供した情報について公開しないこととする明示の条件を付されておらず、また、文書を受け取った当時、県としては当該条件について同意もしていないことから、条例第6条第7号に該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、特定の不動産業者が特定の土地において掘削を実施したところ、当該土地に石綿含有物が埋設されていたことが判明したため、過去に当該石綿含有物を埋設していた異議申立人は、実施機関に相談した上で、掘削に伴うアスベストの飛散状況を確認する目的で分析機関に依頼して周辺環境の調査を行い、実施機関に対してその結果について報告したものである。

そのうち、環境測定結果報告書は、石綿の飛散の有無について客観的に確認するために作成されたものであり、石綿定性分析調査報告書は、埋設物である石綿の種類などの特定を目的として作成されたものである。

本件対象公文書には、特定の土地の石綿の飛散状況について、異議申立人が分析機関に依頼して行った調査の測定場所や方法、また、その結果に関する情報が記載されている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、条例第6条第3号及び第7号に規定する非公開情報に該当する旨主張しているので、それぞれの非公開情報該当性について以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわ

れると認められる情報については公開しないことを定めたものである。

当該規定の解釈及び運用について、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）は、「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、単に周知性のない誰もが容易に知ることができない情報、不特定の無関係の者に知られたくない情報というだけでは足りず、公開することにより正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的なものでなければならぬとしている。

イ 条例第6条第3号該当性について

本件対象公文書は、特定の土地の石綿の飛散状況について、異議申立人が分析機関に依頼して行った調査の測定場所や方法、また、その結果に関する情報が記載されており、石綿含有物を埋設した異議申立人や当該土地を所有する不動産業者に関する情報ともいえることから、当該情報を公開することにより、当該事業者の正当な利益が損なわれると認められるかどうかについて判断する必要がある。

この点について、異議申立人は、石綿含有物が埋設された土地が明らかになり、当該土地を保有する不動産業者の正当な財産権を害すると主張するが、当該土地には現に石綿含有物が埋設されているものであり、一方、資産価値の正当な評価とは石綿含有物が埋設された状態での評価をいうものであって、当該情報を公開することにより損なわれる利益は正当なものとはいえないものである。

また、当該情報は、石綿の飛散状況等についての客観的なデータであり、公開することにより、直ちに測定値周辺で石綿が飛散しているとの誤解が生ずるおそれがあるものとはいえず、また、仮に誤解が生ずるおそれがあるとしても、公開時に実施機関が説明を加えることで誤解を防ぐことが可能なものであり、そもそも石綿含有物の埋設に関与しその影響についての説明責任を有する異議申立人が説明すべきものである。

埋設された石綿含有物は、地中に埋設された状態であれば飛散することはないが、土地の形質の変更により掘り起こされた場合、石綿含有物の破断等によりアスベストが飛散し、人の生命や健康にも直接影響を及ぼすおそれがあるものであり、石綿含有物が埋設された場所に係る情報は公開する公益性も高いものであることから、当該情報を公開することにより、不動産業者等の正当な利益を害するとする異議申立人の主張は認められず、条例第6条第3号には該当しない。

(2) 条例第6条第7号該当性について

ア 条例第6条第7号の趣旨について

条例第6条第7号本文は、個人又は法人等から公開しないことを条件として、県が任意に情報の提供を受ける場合があるが、このような情報が記録されている公文書のうち、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの等当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、公開しないことを定めたものである。

これは、このような情報を提供者の承諾なく公開することは、当該提供者と県との協力関係、信頼関係が損なわれ、将来、当該提供者からの情報の提供を受けられなくなり、結果的に県民全体の利益が損なわれることにもなりかねないことから、これを防止しようとするものである。

当該規定の解釈及び運用について、解釈運用基準は、「公開しないことの条件は、調査票、協議書等の書面に『公開しない』、『他の目的に使用しない』等の記載があ

るもの、その他提供を受けるときに提供者から公開しない旨の明示の条件が付されたものをいう」としている。

イ 条例第6条第7号該当性について

異議申立人は、本件対象公文書の提供について、任意に提供された資料であっても公開される場合があるなどの説明は一切なく、行政指導のために内部的に活用されることを条件に提供したものであり、当該書面の提供に至る経緯、当該書面の性質及び内容等からして、実質的・黙示的に公開しないという条件の表明がなされていると主張する。

しかし、解釈運用基準は、条例第6条第7号本文を適用する前提となる「公開しないことの条件」について明示であることを求めているところ、本件対象公文書の提供において、書面にその旨記載するなど明示の条件が付されておらず、また、仮に、黙示的な表明で足りるとしても、条件は双方の合意により成立するものであって、本件では実施機関と異議申立人との間で本件対象公文書を非公開とする旨の合意がなされたと評価できる事実も見当たらないことから、条例第6条第7号に該当するとはいえない。

また、異議申立人は、条例を熟知している実施機関が情報を取得する場面において条例による公開の可能性について説明を行うべきであり、また、条例の趣旨に照らしてもそれが求められていると主張するが、条例上、情報を取得する際に条例による公開の可能性についての説明を義務づける規定はなく、また、その他説明の有無により公開の可否の判断が異なる旨を定める規定もないことから、異議申立人の主張は本件対象公文書を非公開とすべきとする理由とは認められない。

よって、条例第6条第7号には該当しない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成19年10月5日	・ 諮問を受けた。
平成19年10月26日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成19年11月2日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成19年11月20日	・ 異議申立人から意見書を受領した。
平成19年11月22日	・ 実施機関に意見書を送付した。
平成19年12月17日 (第74回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年2月6日 (第75回審査会)	・ 実施機関、異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年3月24日 (第76回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)